

**認定基準等チェック表 (第5表)**

|  |   |  |   |   |    |     |
|--|---|--|---|---|----|-----|
| 法人名  | <b>特定非営利活動法人</b> ○○○  | チェック欄  |   |   |    |     |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること  |   | <input checked="" type="radio"/>   |   |   |    |     |
| イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等<br>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類<br>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類<br>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程<br>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類<br>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類 |   |  |   |   |    |     |
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。  |   | <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">同</td> <td style="padding: 2px 10px;">意</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px; border: 2px solid red;">する</td> <td style="padding: 2px 10px;">しない</td> </tr> </table> | 同 | 意 | する | しない |
| 同  | 意   |  |   |   |    |     |
| する   | しない   |  |   |   |    |     |
| イ  | ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）<br>② 役員名簿<br>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）  |  |   |   |    |     |
| ロ  | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類  |  |   |   |    |     |
| ハ  | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類   |  |   |   |    |     |
| ニ  | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程   |  |   |   |    |     |
| ホ  | 次の事項を記載した書類<br>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項<br>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項<br>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項<br>・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引<br>・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引<br>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日<br>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項<br>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日<br>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日 |  |   |   |    |     |
| ヘ  | ① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し<br>② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し   |  |   |   |    |     |

**(注意事項)**

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、改めて提出の必要はありません。